

福岡医発第 3276 号 (地)
令和 2 年 3 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」および
「市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための
対応について」等について

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点につきましては、本年 3 月 4 日付（福岡医発第 3188 号（地））文書においてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の中でも、社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について整理された事務連絡が都道府県行政等あてに発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の留意事項により示された内容を踏まえ、介護保険施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等により、

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に向けた取組方針について再検討
- ・各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底

をお願いするとともに、その他の社会福祉施設等においても、これに準ずる対応をお願いしたい旨が示されております。

併せて、高齢者施設等の利用については、老人福祉法において、市町村が、高齢者の実態を把握し、環境上の理由や経済的理由等、またはやむを得ない事由がある場合に、規定する措置等を行う場合があることに関わり、高齢者の新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等、市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について、厚生労働省より、都道府県行政等あてに事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、社会福祉施設等において感染拡大の防止を図る観点からは、職員においても、職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であることから、社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知に関する事務連絡も発出されていますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
(令 2.3.6 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
- 市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について（都道府県行政等宛） **【※別添は省略】**
(令 2.3.6 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
- 社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について
(令 2.3.9 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)

(健Ⅱ307)(介184)

令和2年3月10日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」および
「市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止
のための対応について」等について

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点につきましては、
本年2月26日付(健Ⅱ286)(介176)文書においてご連絡申し上げたところ
でございますが、今般、厚生労働省より、社会福祉施設等における感染拡
大防止のための取組の中でも、社会福祉施設等において感染が疑われる者
が発生した場合における留意事項について整理された事務連絡が都道府
県行政等あてに発出された旨の事務連絡が本会宛に参りましたのでご連
絡申し上げます。

今般の留意事項により示された内容を踏まえ、介護保険施設においては、
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員
会の開催等により、

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に向けた取組方針について再検討
- ・各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指
針に基づく取組の再徹底

をお願いするとともに、その他の社会福祉施設等においても、これに準ず
る対応をお願いしたい旨が示されております。

併せて、高齢者施設等の利用については、老人福祉法において、市町村
が、高齢者の実態を把握し、環境上の理由や経済的理由等、またはやむを
得ない事由がある場合に、規定する措置等を行う場合があることに関わり、
高齢者の新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等、市町村が措置を
行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応につ
いて、厚生労働省より、都道府県行政等あてに事務連絡が発出されました
のでご連絡申し上げます。

また、社会福祉施設等において感染拡大の防止を図る観点からは、職員
においても、職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進
めることが重要であることから、社会福祉施設等職員に対する「新型コロ

ナウウイルスの集団感染を防ぐために」の周知に関する事務連絡も発出されていますことを申し添えいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

(令 2.3.6 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)

○市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について(都道府県行政等宛) 【※別添は省略】

(令 2.3.6 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)

○社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について

(令 2.3.9 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)



事 務 連 絡
令和2年3月6日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

標記については、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、留意事項等をお示ししているところですが、今般、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について整理した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了解いただくとともに、会員各位に対し、引き続き新型コロナウイルスへの対応についてご周知いただきますようお願いいたします。

また、別紙の内容を踏まえ、介護保険施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等により、

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に向けた取組方針について再検討

- ・ 各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底

をお願いするとともに、その他の事業所等においても、これに準ずる対応をお願いいたします。

【別紙】

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和２年３月６日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

事務連絡
令和2年3月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

このため、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）等において、

- ・ 感染防止対策（咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
- ・ 職員や利用者に発熱等の症状がある場合の対応、面会制限等の感染拡大防止のための対応
- ・ 職員の確保が困難な場合における対応

- ・ 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱い

等をお示ししてきたところである。

今般、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和２年２月２４日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和２年２月２４日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等で示している社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の中でも、社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について整理したので別紙のとおりお示しする。

お示した内容を踏まえ、介護保険施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等により、

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に向けた取組方針について再検討
- ・ 各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底

をお願いするとともに、その他の社会福祉施設等においても、これに準ずる対応をお願いしたい。新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けては、行政、医療関係者、事業者、利用者間の円滑な意思疎通が重要であり、社会福祉施設等においても職員間での情報共有を密にするとともに、感染防止対策の取組を連携して進めていただきたい。

なお、本事務連絡は新型コロナウイルス感染症への対応を示したものであり、他の感染症（尿路感染症、蜂窩織炎等）等として診断又は加療されている場合の対応を示したものではないことを申し添える。

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）において
新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の当該社会福祉施設等における対応について

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、協力医療機関に相談し、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

① 情報共有・報告等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の家族等に報告を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液^{*1}で清

¹ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考にすること

拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・ 当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・ 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・ 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・ 職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ 当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
- ・ 施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。

(個別のケア等の実施に当たっての留意点)

濃厚接触が疑われる利用者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

(i) 食事の介助等

- ・ 食事介助は、原則として個室で行うものとする。
- ・ 食事前利用者に、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触が疑われる利用者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。
- ・ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

(ii) 排泄の介助等

- ・ 使用するトイレの空間は分ける。
 - ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。
 - ・ おむつは感染性廃棄物として処理を行う。
- ※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。)

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80℃10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。

(iv) リネン・衣類の洗濯等

- ・ 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80℃10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・ 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う。

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、

疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

社会福祉施設等（通所・短期入所等）において
新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。）の利用者等（当該施設等の利用者及び職員をいう。）であって、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については 2 日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2. 通所施設等における対応

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

① 情報共有・報告等の実施

当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。

さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液^{*2}で清拭後、湿式清掃し、乾燥させ

² 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019 年 3 月）の 88 ページを参考にすること

る。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。

なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

3. 訪問介護事業所等における対応

① 訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合

訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該事業所は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。

② 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、地域の保健所とよく相談した上で、訪問介護の必要性を再度検討すること。

③ 訪問介護事業所等がサービス提供を行う場合

②の結果、訪問介護の必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。

- ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・ サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(サービス提供にあたっての留意点)

- ・ 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・ 濃厚接触が疑われる者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。

- ・ 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。
ただし、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・ 訪問時には、換気を徹底する。
- ・ 濃厚接触が疑われる者のケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ 体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ サービス提供開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1 ケア 1 手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

(個別のケア等の実施に当たっての留意点)

(i) 食事の介助等

- ・ 食事前利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行う。
- ・ 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

(ii) 排泄の介助等

- ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

(iv) 環境整備

- ・ 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液^{※3}で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有

³ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019 年 3 月）の 88 ページを参考にすること

害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。

(参考)

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)

88 ページ抜粋

対象物による消毒方法

対象	消毒方法
手指	- エタノール含有消毒薬：ラビング法（30秒間の擦式） ワイピング法（拭き取り法） - スクラブ剤による洗浄（消毒薬による30秒間の洗浄と流水）
嘔吐物、排泄物	嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は、手袋をして0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
差し込み便器 (ベッドパン)	- 熱水消毒器（ベッドパンウォッシャー）で処理（90℃1分間）。 - 洗浄後、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理（5分間）。
リネン・衣類	- 熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させる。 - 次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）浸漬後、洗濯、乾燥させる。
食器	- 自動食器洗浄器（80℃10分間） - 洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。
まな板、ふきん	- 洗剤で十分洗い、熱水消毒する。 - 次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）に浸漬後、洗浄する。
ドアノブ、便座	消毒用エタノールで清拭する。
浴槽	手袋を着用し、洗剤で洗い、温水（熱水）で流し、乾燥させる。
カーテン	- 一般に感染の危険性は低い。洗濯する。 - 体液等が付着したときは、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。



事務連絡
令和2年3月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの
感染拡大防止のための対応について

平素より、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策及び適切な運営にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等における新型コロナウイルスへの対応等の留意事項については、これまでも「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）等において、お示ししております。

また、今般、社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について、別添「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）においてお示しし、高齢者施設等における感染拡大防止策について依頼をしているところです。

この高齢者施設等の利用については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）において、市町村が、高齢者の実態を把握し、環境上の理由や経済的理由等、またはやむを得ない事由がある場合に、老人福祉法第10条の4第1項各号及び第11条第1項各号に規定する措置等を行う場合があるところ、当該措置を行う場合においては、その緊急性等から当該手続等を短期間で行う場合も想定されます。

ついては、これまでの事務連絡に加え、特に下記の事項に留意して、ご対応いただきますようお願いいたします。都道府県におかれては、管内市町村に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 措置を判断する場合には、高齢者の生活調査や面接相談時において、当該高齢者が別添「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和２年３月６日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）の別紙の「１．新型コロナウイルス感染が疑われる者」に該当しないか、発熱の有無など健康状態についても確認すること。

その上で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を受けること。

なお、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合には、面接相談室等の消毒・清掃や、濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応など、必要な対応を行うこと。

- 措置が必要とされた高齢者の新規入所・入居時等には、施設等において、上記と同様、健康状態の確認を行うとともに、感染が疑われる場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けるよう、入所・入居先等の施設等にも注意喚起を行うこと。

その際、別添事務連絡の別紙の２．に記載されている新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応を行うよう、入所・入居先の施設等に注意喚起を行うこと。



事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 9 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」
の周知について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）等において、お示ししてきたところですが、今般、厚生労働省では、「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」（令和 2 年 3 月 9 日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室他事務連絡）を都道府県等に対して発出し、新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために周知を図っているところです。

社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が報告されていますが、社会福祉施設等において感染拡大の防止を図る観点からは、職員においても、職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要です。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」（令和 2 年 3 月 9 日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室他事務連絡）

事 務 連 絡
令和2年3月9日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

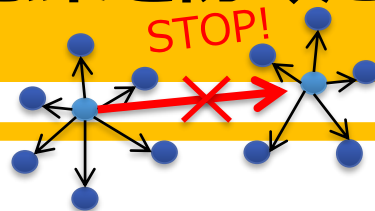
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」
の周知について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）等において、お示ししてきたところである。

社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が報告されているが、社会福祉施設等において感染拡大の防止を図る観点からは、職員においても、職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要である。このため、社会福祉施設等の職員においては、別紙「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」を踏まえ、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底いただけるよう、管内の社会福祉施設等に対する周知をお願いするとともに、都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いしたい。

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。